

報告書

平成 23 年 8 月

科学技術情報流通の官民連携における

収益構造検討委員会

「科学技術情報流通の官民連携における収益構造検討委員会」は、平成 22 年 4 月行政刷新会議による事業仕分けの判定「事業の実施は、民間の判断に任せる」及び平成 22 年 12 月 7 日に閣議決定した「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、科学技術文献情報提供事業の提供業務部分について、JST と民間事業者間での利益配分のあり方や両者で契約を取り交わす際の契約条件の設定など、官民連携の先行事例やデータベース提供業界における商慣習、市場の安定化を踏まえた適切な事業移管モデルについて主に法務・会計的な側面からの審議・検討を行う場として平成 23 年1月 22 日に発足した。(H22 科振情企第 293-3 号)

本書は、上記会議での検討結果を、平成 23 年 8 月に「報告書」としてまとめたものである。

なお、科学技術文献情報提供事業のデータ作成業務部分の JST から民間事業者への移行実施方法については、別途検討している。

目次

はじめに	2
1 検討の内容と進め方	3
2 事前調査結果	6
2.1 調査の流れ	6
2.2 JST 側から見た事業移管モデルの要件整理	7
2.3 事業者側から見た事業移管モデルの要件整理	9
2.4 利用者側から見た事業移管モデルの要件整理	12
3 事業スキームと事業実施方針案	13
3.1 事業移管モデルの前提条件	13
3.2 事業スキーム案検討の経緯	14
3.3 事業スキーム案	15
3.4 事業実施方針案	18
4 利益配分モデル案	20
4.1 利益配分モデルの考え方	20
4.2 データ利用料モデル案の設定	21
4.3 データ利用料モデルの要件の検討	22
4.4 データ利用料モデル案の比較	23
5 (参考資料) JST 文献提供事業のあり方に関する有識者会議 意見書 (抜粋)	24

はじめに

科学技術振興機構（以下、「JST」という）の文献情報提供事業は、研究開発のライフラインである科学技術情報を網羅的・継続的に整備し、インターネット等を活用して研究者・技術者が利用しやすい形で、有料で提供することにより、効率的な研究開発活動を促し、科学技術の振興を図ることを目的として昭和 32 年から実施されている事業である。平成 22 年度末現在で累計 3,450 万件の論文情報を蓄積し、平成 22 年度のデータベース利用件数は 2,400 万件以上に上っている。

平成 22 年 4 月に行政刷新会議の実施した事業仕分けで JST 文献情報提供事業は「事業の実施は、民間の判断に任せる」との判定となった。JST では「JST 文献情報提供事業のあり方に関わる有識者会議」（以下「有識者会議」という）を設置し、我が国の科学技術情報流通における理想的な官民連携のあり方や、オープンな文献情報提供事業のあり方について利用者利便性も踏まえた上で大所高所から政策的検討を行った。検討の結果、これまで JST 自らが実施してきた科学技術文献情報の提供サービスを取りやめ、JST は保有しているデータを、民間事業者に対して有償にて利用許諾し、民間事業者がユーザへの提供サービスを実施する方向性が示された。またその他にデータの網羅性や継続性、適正価格による開放、利用者視点にたった新サービスの創出など、8 つの意見がまとめられた。

このような提供業務の民間への移行を検討するにあたって、上述の有識者会議での政策的議論に加えて、JST と民間事業者間での利益配分のあり方や両方で契約を取り交わす際の契約条件の設定など、官民連携の先行事例やデータベース提供業界における商慣習、市場の安定化を踏まえた適切な事業移管モデルについて主に法務・会計的な側面からの審議・検討を行う場として、外部有識者からなる「科学技術情報流通の官民連携における収益構造検討委員会」（以下「収益構造委員会」という）を JST に設置した。

本報告書では、収益構造委員会で審議・検討された事業移管モデル案について、その最終案と検討過程で行われた事前調査の結果などをまとめる。

なお、科学技術文献情報提供事業のデータ作成業務部分の JST から民間事業者への移行実施方法については、別途検討している。

1 検討の内容と進め方

(1) 検討の目的

本検討では、JST の文献情報提供事業における提供業務の民間への移行を検討するにあたって、有識者会議での政策的議論に加えて、JST と民間事業者間での利益配分のあり方や両方で契約を取り交わす際の契約条件の設定など、官民連携の先行事例やデータベース提供業界における商慣習、市場の安定化を踏まえた適切な事業移管モデルについて主に法務・会計的な側面から調査・検討を行い、外部有識者からなる収益構造委員会場で審議・最終案を策定することを目的とする。

(2) 検討内容

本検討では、JST 文献情報提供事業における提供業務の民間への移行の妥当な事業移管モデルを提言する。事業移管モデルは、1)事業スキームと、2)事業実施方針、3)利益配分モデル、から構成され、各構成要素の内容は、表 1-1 に示す通りである。

検討の結果である事業スキーム案と事業実施方針の最終案については、3 章にまとめる。利益配分モデルの最終案については、4 章にまとめる。

表 1-1 事業移管モデルの構成要素

構成要素	内容
1)事業スキーム	本事業に携わるプレーヤーとその関係を描いた事業の概要図のことで、この段階で事業移管モデル案の妥当性を評価し、評価の高いスキームに対して、利益配分モデルや事業実施方針を固めていく。 本事業では、JST、事業者、利用者の 3 者が関わり、それらの間で事業契約、データの利用許諾、データの販売、利用料の徴収、などの関係性がある。
2)事業実施方針	事業移管モデルが要件を確実に満たし運用されるための実施方針や大まかな契約条件等を定義したもので、事業スキームを補完する。 本事業は、契約方式や実施期間、事業者募集・選定方法、契約内容等について、現段階で決めておくべき最低限必要な項目を明らかにする。
3)利益配分モデル	本事業で得られた利益に対して、JST と事業者との間でどのように利益を配分するかについてその考え方やルールを定めたもので、事業の収益性や継続性、運用性等を考慮した妥当性を検討する。 本事業では、事業者が利用者から徴収した利用料収入の中から、JST が提供したデータ等の対価として JST 側に支払う額の決め方を検討することになる。

(3) 検討の進め方

図 1-1 に本検討の流れを示す。

本検討ではまず委員会の前に事前調査を行い、事業移管モデルの要件整理とともに、利益配分モデル案策定に関わる現事業の収益構造の分析、事業移管モデルの参考事例となる先行事例調査を行い、事業移管モデルの草案を作成する。その草案をもとに委員会で審議し、委員意見や委員会前後に実施した事業者インタビューを反映し最終案を作成する。なお、事業移管モデルの要件整理を行う上で、本事業の当事者である JST、事業者、利用者の意見や参入意欲等を調査し、要件に反映する。

図 1-2 に検討の役割分担と実施スケジュールを示す。

事務局・JST においては調査・ヒアリングを経て委員会で審議する事業移管モデル草案を作成し、委員会で挙がった委員意見を反映する。委員会は 2 回実施し(

2011/2/14 と 4/6)、事業スキームと事業実施方針、利益配分を審議し、意見を反映した形で事業移管モデルの最終案を事務局より作成する。また有識者会議については 2010 年 8 月から 4 回実施し、事業のあり方等を議論し、8 つの意見としてまとめられた。この意見も考慮し事業移管モデルの要件を整理している。

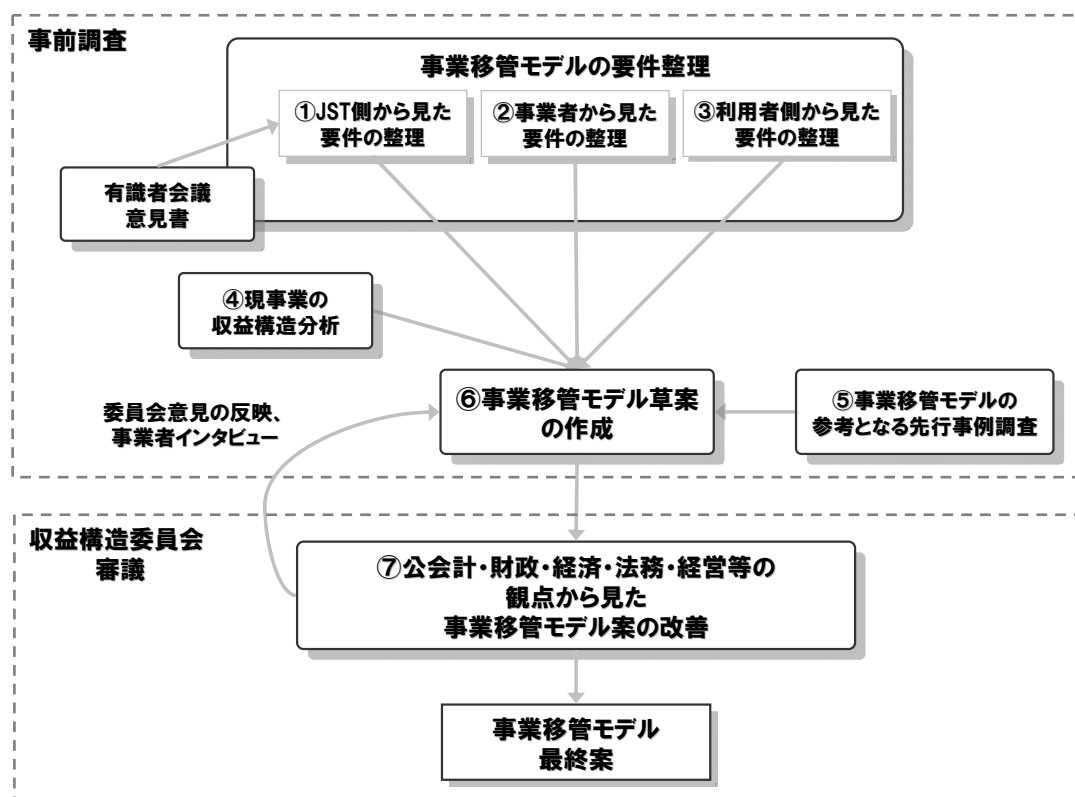


図 1-1 検討の進め方

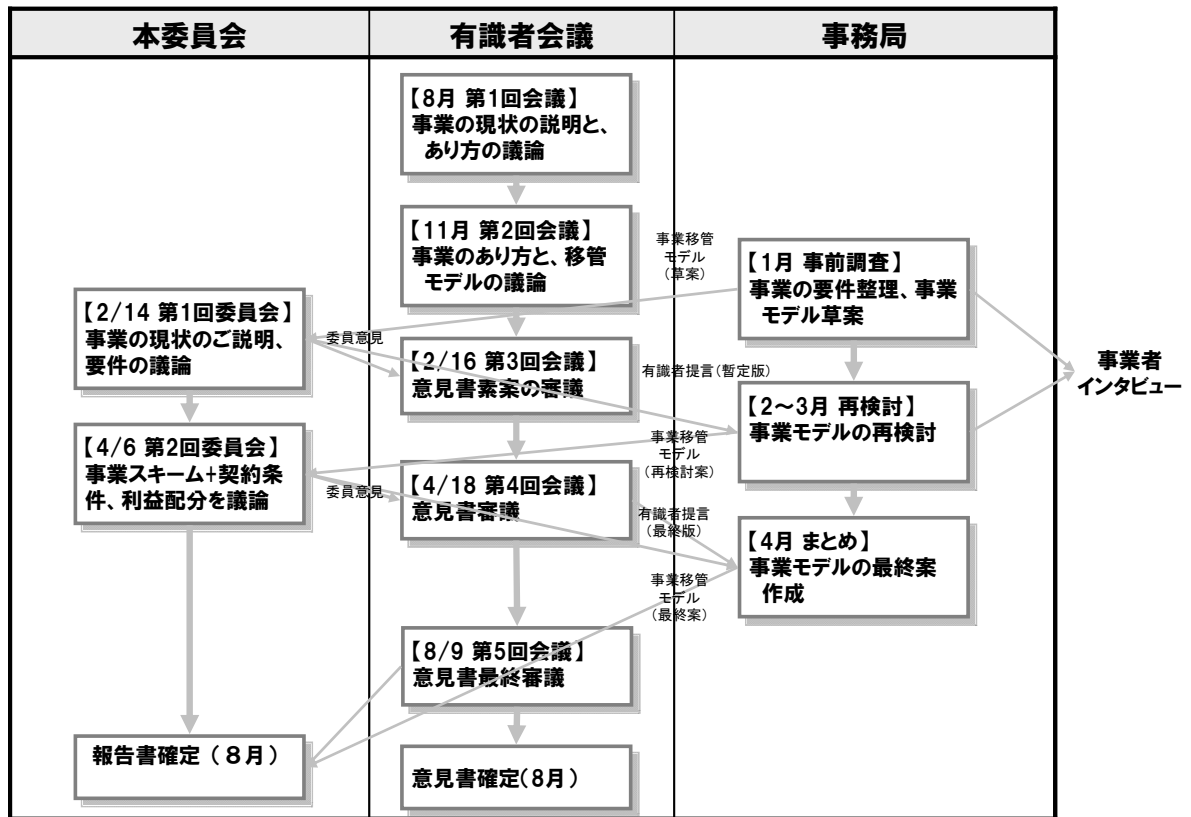


図 1-2 検討のスケジュール

2 事前調査結果

2.1 調査の流れ

図 2-1 に事前調査の流れを示す。

事前調査では、委員会で審議するための事業移管モデルの草案を作成するために、事業移管モデルの要件整理を行う。

事業移管モデルの要件整理では、本事業の当事者である JST、事業者、利用者の意見や参入意欲等を調査し要件に整理するために、まず有識者会議の意見書などを参考に本事業の目標を整理し JST 側から見た要件とする。次に事業者インタビューを行い事業移管に対する意向や参入の際の要件を整理する。最後に現サービスの利用状況分析結果などをもとに利用者側から見た要件を整理する。

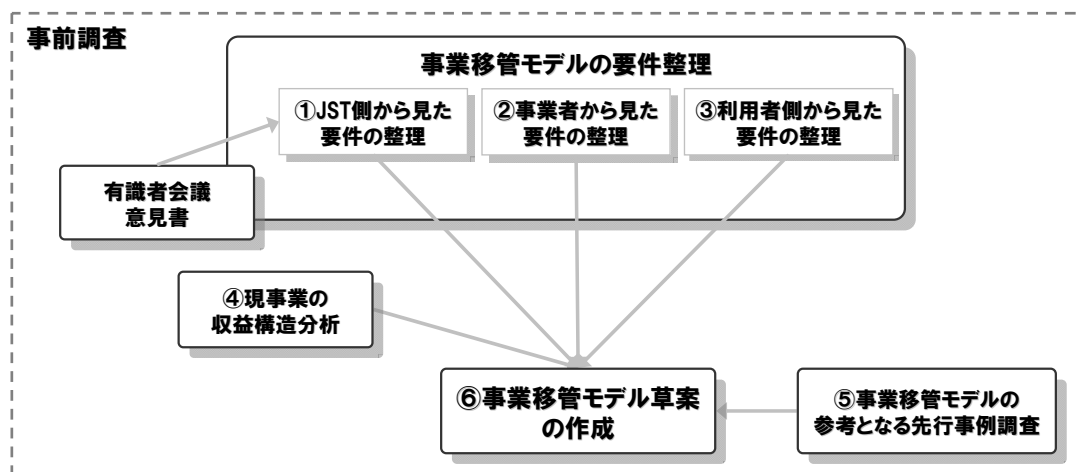


図 2-1 事前調査の流れ

2.2 JST 側から見た事業移管モデルの要件整理

有識者会議の意見書などを参考に JST 文献情報提供事業の将来目標を整理し、JST 側から見た事業移管モデルの要件とする。

有識者会議では、我が国の科学技術情報流通における理想的な官民連携のあり方や、オープンな文献情報提供事業のあり方について利用者利便性も踏まえた上で大所高所から政策的な検討が行われ、最終的に 5 章の図 5-1 で示す 8 つの意見が提言された。

これらの有識者会議意見をもとに JST 及び国側から見た事業移管モデルの要件を整理したものが表 2-1 である。表は要件の説明とともに、優先度、対応する有識者会議意見番号、関連する別要件、要件を充足するための官・民の責務、民が責務を果たすための担保方法について整理している。

JST 側から見た要件は 14 件あり、1)既存サービスの継承に関わる要件が 8 つ、2)将来戦略への対応に関する要件が 3 件、3)移管の成功に関する要件が 3 件含まれる。優先度の高い要件としては、公益性・公平性、流通性、継続性、収益性、情報資産の有効活用、政策・事業目的の担保、リスク回避が挙げられる。

表 2-1 JST 側から見た事業移管モデルの要件

要件		解説	優先度	有識者意見 の対応	関連要件	官・民の責務	民責務の担保
既存サービスの継承	1.公益性・公平性	特定の利用者だけに利益・不利益が生じないように公平に提供(但し価格設定は任意)	高	意見 2	価格妥当・安定性、分野網羅性	官:データの網羅的保有 民:公平な提供	要求水準
	2.流通性	国内の科学技術振興のために広く流通し使われること	高	意見 3 意見 2	公益性・公平性、価格妥当・安定性	官:無し 民:流通ネットワークの構築	複数事業者 再販の許可
	3.継続性	利用者が困らないように移管前からの継続性、将来に渡る継続性を担保すること	高	意見 1 意見 2	価格妥当・安定性、スムーズな移管・運営	官:スムーズな移管 民:事業の継承	契約 継承物の融通
	4.提供サービスの質	提供サービスの質を維持・向上させること	中	意見 4 意見 7	継続性、提供内容の質	官:無し 民:質の維持・向上	要求水準
	5.提供内容の質	提供する文献情報の質を維持・向上させること	中	意見 4	社会変化への対応、収益性	官:質の維持・向上 民:無し	利用者ニーズの フィードバック
	6.分野網羅性	売れる分野だけでなく、科学技術分野全般を提供すること	中	意見 2	提供内容の質、収益性	官:網羅的な保有 民:網羅的な提供	データ貸与方法 民間ネットワークの 活用
	7.収益性	データ購入に係るコスト分を確保	高	意見 6	安価な提供、分野網羅性		利益配分モデル
	8.情報資産の有効活用	JST の情報資産を継続的に有効活用できること	高	意見 1		官:情報資産の維持・更新	データ貸与
将来戦略への対応	9.新規サービスの創出	官と民の情報資産・コンテンツをつなぐことで新しいサービスを創出	中	意見 4	提供内容の質、社会変化への対応、創意工夫の余地	官:技術開発・提供 民:サービス創出	要求水準
	10.海外ビジネス展開	文献情報を英語等に翻訳し特にアジアや BRICs 等に展開する	低	意見 5	社会変化への対応	官:海外向けコンテンツ保有 民:海外営業	要求水準
	11.社会変化への対応	将来のニーズ変化やビジネス変化等に対応すること	中	意見 4	新規サービスの創出、海外ビジネス展開	官:コンテンツ改善 民:サービス改善	契約変更等
移管の成功	12.スムーズな移管・運営	スピーディで安定的に移管すること	中	意見 8		官:事業者支援 民:移管計画	契約、スケジュール管理
	13.政策・事業目的の担保	民間事業者を含めた事業全体の政策や事業目的が担保されること	高	意見 8			事業モデル形態、契約
	14. リスク回避	事業者倒産等のリスク回避が担保されること	高	意見 8			体制

2.3 事業者側から見た事業移管モデルの要件整理

(1) 事業者インタビューの実施概要

本事業の移管先候補と想定され得る事業者に広くインタビューを実施し、事業移管先としての意向や事業スキーム、利益配分モデルに対する意見を伺った。

なお、インタビュー対象の選定は、本事業の引受け手と想定される業界（データベース提供、文献情報提供、特許情報提供、システムインテグレーション、ポータルサイト、書店）を網羅できるように選定し、了解の取れた事業者にインタビューを実施した。

(2) インタビュー結果の概要

インタビューでデータベース提供、文献情報提供、特許情報提供、システムインテグレーション、ポータルサイト、書店業界に属する 14 事業者から、事業移管先としての意向や事業スキームに対する意見を伺った。インタビュー結果の概要を表 2-2 にまとめる。

表 2-2 事業者インタビュー結果のまとめ

【参加の意向】

- JST から顧客を継承し現サービス全体を引受ける意向のある事業者（4 社）
- 特化したデータあるいはサービスを展開する意向のある事業者（10 社）
- いずれの事業者も本事業に関心がある

【参加に当たって最も重視する条件】

- JST の継続的・安定的なデータ供給
- ビジネスとしての採算性
- 継続性・網羅性・低廉などの公的サービスとしての姿勢
- 既存事業との融和性
- 他社に対する優位性の確保 など

【参加によって期待する点】

- 既存事業とのシナジー効果
- 顧客・市場の開拓 など

【参加に当たって懸念する点】

- 業者乱立による過当競争
- データ再許諾時の料金
- 採算性に対する不確実性が大
- インフラなどの初期負担が大
- データ利用料の負担が大
- 移行スケジュールが非常にタイト

【以上から分かる事業スキームに対する示唆】

- 将来の需要が見えない中での大規模事業の引受リスクを軽減するための措置が必要ではないか。
- 類似のプラットフォームを持つ企業は JDreamII の提供システムには強い関心がない。むしろ、顧客や販売チャンネルに魅力を感じており、これをもっと高く売ることも考えるべきではないか。

- データ提供事業に理解と経験があるが、インフラが乏しい企業も参加しやすい環境を考えるべきではないか。
- 民間複数者による有限責任法人や共同企業体による継承を検討候補にすべきではないか。
- 既に JDream II データを活用し、ビジネスを展開している事業者への配慮が必要ではないか。

【民間への移行による経費削減】

- 事業者間でサーバ・ソフトの共用、既存サービスとの共用、Open 系サーバ採用、ダウンサイジング、システム重複、海外サーバ移転等により、システム賃貸借料、保守人件費を削減可能
- 既存サービスとの共用により、営業・ヘルプデスク・請求等の人件費、システム経費を削減可能

【民間への移行による売上増】

- 特許等との複合サービス化による需要増
- 既存営業ネットワークを活用した展開（製薬業界、中小企業、私立大学等）
- 翻訳により海外(アジア、BRICs)への展開
- 解析可視化の契約数増
- 料金プランの見直し

【その他】

- マーケットニーズを反映させるためにも、データの内容に対する移管事業者の発言権を保証すべきではないか。

(3) 事業者側から見た事業移管モデルの要件

事業者へのインタビューで得られた意見等を考慮し、事業者側から見た事業移管モデルの要件を整理したものが表 2-3 である。

表は要件の説明とともに、関連する別要件、要件を充足するための方法について整理している。

事業者側から見た要件は 7 件ある。最も重要視されるのはやはり収益性と考えられるが、収益性のための大前提として文献情報の質が維持され継続的に使えることが重要と考えられる。

その他に、公平性や過当競争の回避などの他の事業者との関係性も重要となってくる。さらに、事業の安定性や拡大のために既存事業との連携や創意工夫の余地、提供内容の質の問題などが要件となる。最後に参入時のハードルとなるシステムや人の投資が大きくなることを可能な限り回避できることが要件となる。

表 2-3 事業者側から見た事業移管モデルの要件

要件	解説	関連要件	解決手法例
1. 収益性	ある程度の利益が得られること	過当競争の回避 既存事業との連携 参入時のハードル	利益配分モデル
2. 公平性	事業の募集や遂行時に事業者を公平に扱うこと		募集方法 契約上の取決め
3. 過当競争の回避	同業他社と価格のみによる過度の競争となり、利益が得られず、事業が維持できなくなってしまうようにする	収益性	価格設定の制限 事業者数の制限
4. 既存事業との連携	既存事業のノウハウやインフラ、顧客等を利用したサービスが展開できること	収益性	事業遂行やデータ活用方法の制約弱
5. 創意工夫の余地	手段の制約や継承物などの制約から創意工夫の余地がなくなってしまうようにすること		要求水準 継承物の任意性
6. 提供内容の質	提供する文献情報の質が維持され、継続的に使えること。また利用者の需要に合わせた情報の改善が反映されること	継続性	契約 官側のリスク配分
7. 参入時のハードル	参入時にシステム開発や人的な投資が大き過ぎたり、事業規模の制約が大きいなどの理由で参入しにくくならないこと	収益性	募集条件の任意性 事業者支援

2.4 利用者側から見た事業移管モデルの要件整理

(1) 現サービスの利用状況の分析

JST 文献情報提供事業の現サービスの利用者数や機関種別・料金プラン別の売上高の現状を整理した。

表 2-4 JST 文献情報提供サービスの利用状況の現状

【検索回数の内訳】 ● 利用機関別の検索回数では、教育機関・大学が 40%を占め、企業 34%、病院 10%、官公庁 10%などの順に多い ● 企業の中では医薬品業界が 40%弱の検索回数を占め、化学 12%、電気・機械 9%、食品 9%、鉄鋼・金属 8%の順に多い 【売上高の内訳】 ● 一方、利用機関別の売上高では、料金プランの違いから、企業が 70%弱を占め、教育機関・大学 11%、官公庁 8%、病院 4%となっている ● また企業の中では順位に変化はないものの、医薬品 24%、化学 17%、電気・機械 15%、食品 7%、鉄鋼・金属 7%と、検索回数と比率が異なる 【料金プラン】 ● 企業（ビジネス）、学術、医療機関、図書館で選択できる料金プランが異なる ● 企業向けは従量制とキャップ付きの固定制、大口向けの特約プランが用意されている ● 一般的に従量制を選択する機関は、利用の増減があるか、比較的使用数が少ない機関が利用することが多い 【1 機関当たりの売上高】 ● 年間 5000 万円以上利用する機関は 3 機関あり、それだけで JDreamII 売上のそれなりの比率を占める ● 100 万～500 万円利用する機関の売上合計は 3 億円弱あり、大きな比率を占める ● 利用機関の大半は 30 万円未満の利用で、売上合計は 1 億円程度しかない
--

(2) 利用者側から見た事業移管モデルの要件

利用状況からだけでは利用者の事業移管後の要望は分からない。ある程度一般論も含めて利用者側から見た事業移管モデルの要件を整理すると表 2-5 のようになる。

表 2-5 利用者側から見た事業移管モデルの要件

要件	解説	解決手法例
1. 価格妥当・安定性	利用価格が高騰したり、急に変化しないこと。可能な限り安価で提供すること	価格設定の制限
2. 継続性	移管前からの継続性、将来に渡る継続性を担保すること	契約 継承物の融通
3. 利便性	サービスの利便性を維持・向上させること	要求水準 官民連携した努力の仕組み
4. 有益な情報提供	提供する文献情報の質を維持・向上させること	利用者ニーズのフィードバック 官民連携した努力の仕組み
5. 顧客情報の扱い	顧客情報の漏洩はもちろん、個別の利用者・企業の利用情報が業務外で利用されないこと	契約 システム上の仕組み

3 事業スキームと事業実施方針案

JST 文献情報提供事業の移管に適した事業スキームを検討し、最終案をまとめた。

3.1 では事業移管モデルを検討する上での前提条件を整理した。この条件を満たさない事業スキームは仮に他案と比較してメリットが含まれていても対象外とした。3.2 では最終的な事業スキーム案を策定するまでの経緯を示す。3.3 では最終案となった事業スキームを説明する。3.4 では事業スキームを実施する際の実施方針案を示す。

3.1 事業移管モデルの前提条件

事業移管モデルを検討する上での前提となる条件を整理した。条件は、(1)事業仕分けの趣旨、(2)民間事業者のヒアリング意見、(3)有識者会議の意見、を考慮した。

(1) 事業仕分けの趣旨

平成 22 年 4 月の事業仕分けにおいて「事業の実施は、民間の判断に任せる」との判定を受け、事業の必要性や実施方法、実施主体等については民間の判断を仰ぐこととした。なお、平成 22 年 12 月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき実施していく。

(2) 民間事業者のヒアリング意見

本事業の実施候補者と想定される事業者に対してヒアリングを行い、多数の事業者から「データの安定的・継続的供給は JST が実施し、データ提供(販売)は民間が実施する」のが良いとの意見を頂いた。

(3) 有識者会議の意見

「JST の情報資産は重要な国の資産であり、国民が広く継続的に有効活用できる」こと、「科学技術振興上必要なデータの網羅性、継続性を確保する」こと等の意見が提言された。

(4) 前提条件のまとめ

以上の内容を踏まえ、表 3-1 の通り前提条件を設定した。この前提条件のもとデータの網羅性やサービスの継続性等の事業要件を確保できる事業スキームを構築する。

表 3-1 事業移管モデルの前提条件

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 情報提供サービスの実施主体を J S T から民間事業者へ移行する。● 事業者は、JST が供給するデータ（網羅的データ）をすべて用いて、データベース等により情報提供サービスを行う。● J S T は、資産管理の観点から、網羅的なデータの保有および全体方針の策定・評価を行う。なお、データベース提供市場への介入は行わない。 |
|---|

3.2 事業スキーム案検討の経緯

事業スキーム案は、前節で整理した条件（表 3-1）を前提条件として案を作成し、それが 2 章の事前調査で整理した JST・事業者・利用者から見た事業移管モデルの要件（表 2-1、表 2-3、表 2-5）を満たすことを検証した。但し、必ずしも全ての要件を満たすとは限らないことから、満たさない場合には妥当な回避策を検討し、回避策も含めて要件を満たす案を選定した。

検討における主な論点は以下の通りである。

- 単一事業者との契約か複数事業者との契約か
JST が複数事業者と契約を行う場合、JST が市場調整機能の役割を果たさざるを得ず、複数事業者との折衝のための組織体制の構築が必要となり、JST の組織・体制のスリム化ができない上、市場への非介入の前提条件を満たすことができない。そのため、単一事業者との契約案が選択される。
- JST 事業目的の担保方法
有識者会議の意見書でも述べられていたように、JST 文献情報提供事業では「JST の情報資産は重要な国の資産であり、国民が広く継続的に有効活用できる」こと、「科学技術振興上必要なデータの網羅性、継続性を確保する」などの事業目的があり、これらの事業目的が担保される事業移管モデルを策定する必要がある。そのため、営業権や顧客情報等は民間事業者に全て譲渡するのではなく、事業者と JST との事業契約の形態で事業目的を達成するための要求水準の提示や実施のモニタリング等を組み込む必要がある。
 - ① 営業権（のれん）
営業権を民間に譲渡すれば、民間のノウハウを用いた自由な事業展開が期待される。一方、譲渡するとその譲渡先から後の情報提供に対して、JST では要望等ができないため、安定的な情報提供環境の維持が困難になる。
よって営業権は譲渡ではなく、期間限定の民間事業者と JST の事業契約が望ましい。また、事業目的を達成するための要求水準書、契約条項、事業モニタリング等が必要である。
 - ② 顧客情報
顧客情報を民間に譲渡すれば、自由な営業活動が期待される。一方、譲渡先で事業継続が困難となった場合に、JST で最新の顧客情報を改めて把握するのは困難であり、安定的な情報提供環境の維持が困難になる。
よって顧客情報は譲渡ではなく、管理代行とし、提供情報に関する最新状況の報告を求めるのが望ましい。
 - ③ 科学技術文献情報
科学技術文献情報を民間に譲渡すると、民間のノウハウを用いた自由な事業展開が期待される。一方、譲渡先で事業継続が困難となった場合に、譲渡した科学技術文献情報を回収できない可能性があり、安定的な情報提供環境の維持が困難になる。
よって科学技術文献情報は譲渡ではなく、データ利用許諾とすることが望ましい。

3.3 事業スキーム案

前節の検討の結果、図 3-1 に示すような事業スキームを委員会の最終案として策定した。

本事業スキームは、民間事業者が設立した SPC、単体企業又は複数企業（コンソーシアム）と JST が事業契約を結び、その事業者が他の事業者にもデータ利用許諾を行いながら、データ利用の普及を促進させるスキームである。

具体的には、事業契約において JST はデータの供給を行い、事業者はデータ販売、顧客情報管理、他事業者へのデータ利用再許諾を行うことで役割分担する。JST は保有するデータを事業者に利用許諾し、事業者は自社あるいは他事業者と構築した販売ネットワークを利用して利用者にデータを届ける。事業者は利用者からの利用料金を徴収し、その中から JST に対してデータ利用料を支払う。

本事業スキームについて要件可否を表 3-2 に整理している。本事業スキームは、1 者選定のためスムーズな移管・運営、過当競争の回避が可能であるとともに、JST の政策・事業目的が担保され、JST の収入見込みが確実なため、事業を安定的かつ継続的に維持することが可能である。一方、1 者のため事業者倒産時など緊急時のリスクを JST が抱えることが懸念されるが、複数者から成る販売ネットワーク構築や、バックアップ体制を契約に義務付けることで回避できる。

以上のことから、本事業スキームは前提条件をクリアするとともに、実現性が高い。なお、懸念事項の回避策として契約条件での義務付けなどが必要であり、これらは次節の事業実施方針案のところで整理する。

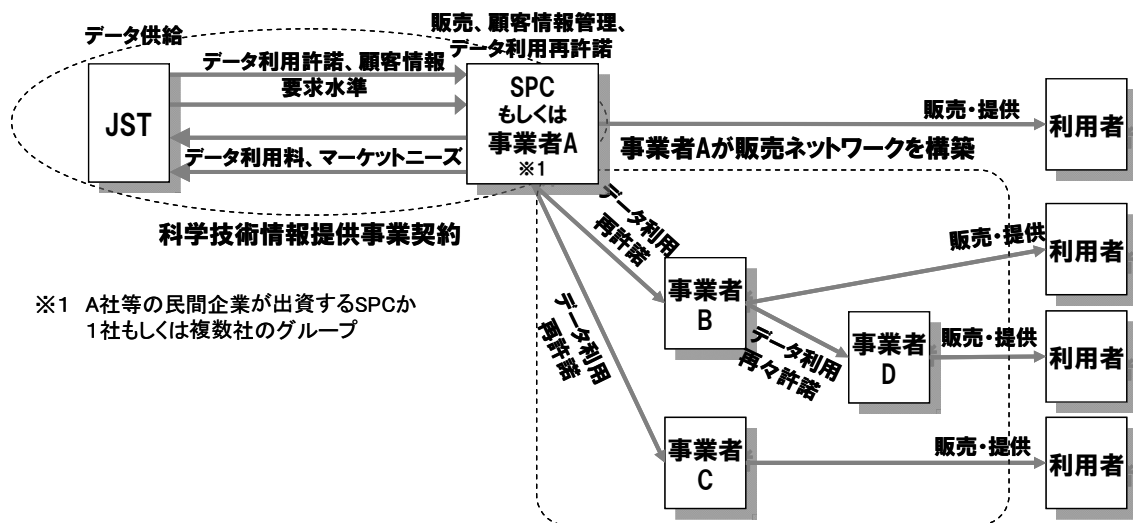


図 3-1 事業スキーム案

表 3-2 事業スキーム案の評価

要件項目		評価内容
【JST 側から見た要件】		
既存サービスの継承	1. 公益性・公平性	○契約の提供条件で対応可
	2. 流通性	△販売ネットワーク構築を契約に課す必要がある
	3. 継続性	○収入見込が確実で安定的かつ継続的なデータ調達が可能
	4. 提供サービスの質	○民間ノウハウ活用
	5. 提供内容の質	○協議の場の設置
	6. 分野網羅性	○契約の提供条件で対応可
	7. 収益性	○ 1 者による収入見込みの確実性
	8. 情報資産の有効活用	○貸与規定により対応可
将来戦略への対応	9. 新規サービスの創出	○民間ノウハウ活用、JST 協力
	10. 海外ビジネス展開	○民間ノウハウ活用、JST 協力
	11. 社会変化への対応	○民間ノウハウ活用、JST 協力
移管の成功	12. スムーズな移管・運営	◎ 1 事業者のため参入意欲高い
	13. 政策・事業目的の担保	◎JST の要望等が反映しやすい(⇒要求水準、契約、モニタリング、協議で担保)
	14. リスク回避	△事業者不在リスク(⇒バックアップ体制)
【事業者側から見た要件】		
1. 収益性		○事業者としての収入見込みの確実性
2. 公平性		○公募による公平性
3. 過当競争の回避		◎ 発生せず
4. 既存事業との連携		○事業者の裁量
5. 創意工夫の余地		○民間ノウハウ活用

6. 提供内容の質	○協議の場の設置
7. 参入時のハードル	○ハードルは低い

【利用者側から見た要件】

1. 価格妥当・安定性	○契約の提供条件で対応可
2. 継続性	○JSTの継続的なデータ保有により担保
3. 利便性	○民間ノウハウを利用により担保
4. 有益な情報提供	○JSTと事業者による協議を実施することで担保
5. 顧客情報の扱い	○契約で規定

※ ◎ 容易あるいは効率的に対応可、○ 対応可、△ 確実ではないが対応可、× 対応不可

3.4 事業実施方針案

前節で選定した事業スキームにおいて事業移管を実施するための方針や契約等に盛り込むべき事項のポイントを以下に整理した。

(1) 実施概要

① 事業方式

JST が事業者に対しデータの利用許諾を行い、契約事業者は自ら情報を販売することができるとともに、自らの裁量で第三者に対してデータ利用の再許諾等を認めることができる。

② 事業期間

5 年ごとに契約を更新する。JST、事業者のいずれかが契約更新を望まない場合には更新の〇ヶ月（例：10 ヶ月）前に申し入れる。

③ 事業者の収入

事業者は、JST から許諾された科学技術文献情報を事業者所有のコンテンツと組み合わせて新たな付加価値として、有料で販売することができる。

④ 事業者から JST に支払われるデータ利用料

JST が公募時に示した最低金額以上の年間利用料（応募時に提案）を事業者は JST に毎年支払う。

(2) 事業者の募集・選定に関する事項

① 募集・選定方法

一般公募によるプロポーザル方式により事業者を選定する。選定にあたっては、審査基準を事前に公表し、総合評価（サービスの提供方法（流通性や利便性等）、事業実施体制、データ利用料等に関する審査項目等）により、選定する。

＜想定される評価項目の例＞

データの提供に関する連携ネットワークの豊富さ、グループの構成員や SPC への出資者など

② 応募資格

事業の実施主体は、単体企業、複数企業（コンソーシアム）、特別目的会社（SPC）いずれの形態でも可能とする。SPC は事業者選定後に速やかに設立する。

③ 審査の手続き

外部委員を含む審査委員会を立ち上げて審査を行い、優先交渉権者を選定する。

④ 要求水準・契約書(案)等

事業者の公募にあたっては、JST が事業者に求める業務の要求水準（データの提供方法等）や契約書（案）を提示して、JST が想定している事業イメージを公表する。また参考資料として、現在の事業の実施状況に関する情報（収支、利用件数、これまでの営業方法等）も公表する。

(3) 安定的な事業実施の確保に関する事項

① 実施状況のモニタリング

事業者は JST に対して、定期的に事業報告を行い、JST は状況把握を行う。契約条件に反する場合に JST は事業者と協議を行い、一定期間内に協議の結果がまとまらない場合は、JST は事業契約を解除することができる。

② 事業期間終了後の措置

事業者との協議を経て、契約更新を行わない場合には、JST が改めて事業者の公募・選定を行う（事業を終了させる場合を除く）。また従前の事業者は、新たな事業者に対して必要な引継ぎを行う。

③ 円滑な事業推進に向けた協議

事業者と JST は定期的にデータ内容や契約条件に関する協議を行う場を持ち、事業の安定化、事業の目的達成のために互いに協力する義務を持つ。JST のデータ購入費の大幅な変動が発生した場合に、年間利用料及び、データ利用者（顧客）への提供価格の変更について協議を行うことがあるものとする。事業者と JST が事業の遂行に関して協議を行ったものの合意が得られない場合には、片方の申し出があれば、第三者から中立・公正な観点から意見を仰ぐことができる。

(4) 提供データ・提供方法に関する事項

① 顧客情報

現在 JST が契約している顧客の情報は顧客の了承を得た後に事業者の開示し、顧客と事業者間で契約を更新する。なお事業者は情報提供事業の実施のための目的以外には、顧客データ及び顧客の利用情報を利用してはならない。

② 科学技術文献情報

JST は、独占禁止法に抵触しないことに配慮しつつ、データ利用再許諾について一定の基準を決め、その基準を満たしている限り事業者は求めに応じて再許諾を行わなければならない。

③ 提供方法、提供価格

データの提供方法、提供価格は、原則として事業者の裁量とする。ただし、公募の際にサービス内容や料金体系を提案させ、公益性・公平性、流通性、継続性、価格安定性の観点で評価する。また上記観点到反する料金設定をした場合には JST が要望を伝える協議の場を設ける。

(5) 事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

事業者は、JST が認める場合に限り、本事業契約にかかる一切の権利及び義務を新たな事業者に譲渡できる。(JST が認めない場合の条件を明確にする必要がある。)

4 利益配分モデル案

事業移管後の文献情報提供事業で得られた利益に対して JST と事業者との間で利益をどのように配分するかについて、その考え方やルールを検討し、最終案をまとめた。

4.1 では利益配分モデルの考え方の大枠を整理する。4.2 では想定され得る利益配分のデータ利用料モデル案を設定する。4.3 ではデータ利用料モデルの要件を整理し各要件を満たす案を検討する。4.4 では 4.3 の検討結果を受けて 4.2 で設定したモデル案を比較し最終案を選定する。

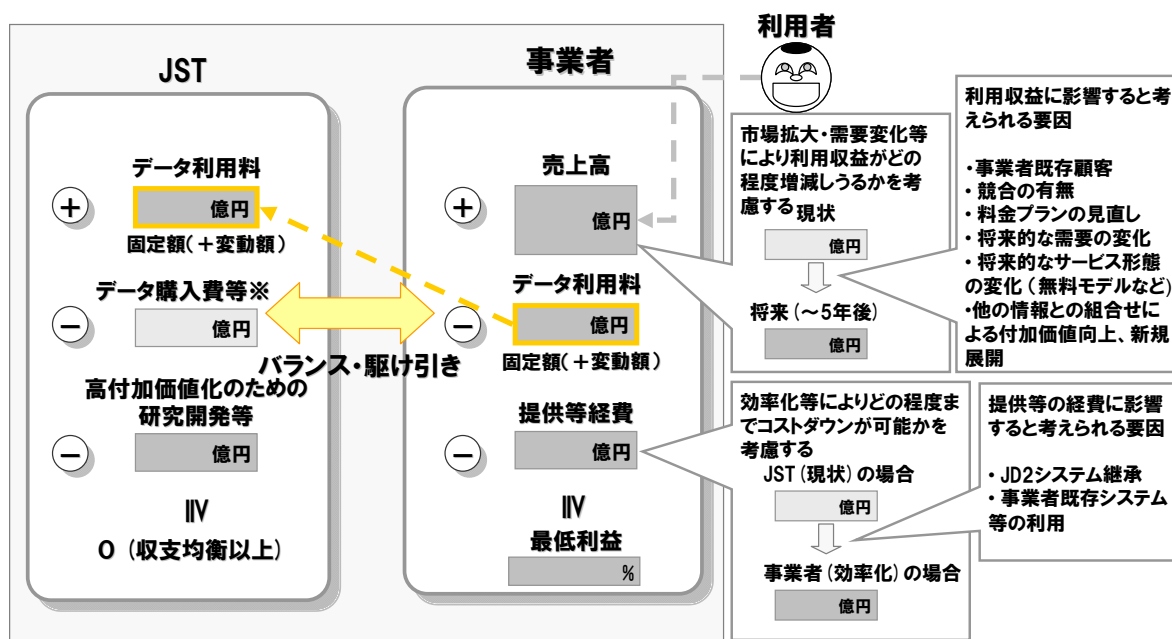
4.1 利益配分モデルの考え方

本事業では、事業移管後の文献情報提供事業で得られた利益を、事業者が JST にデータ利用料を支払うことで配分する形が想定される（図 4-1 参照）。

その際のデータ利用料の金額をどのようにルール化するかが利益配分モデルとなる。

基本的な考え方は以下の 3 点となる。

- 「JST は収支均衡以上、事業者は最低利益分の確保」が可能なモデルを選定
- 公募時の評価や契約後の運用のしやすさも加味してモデルを選定
- 民間への移行による経費の削減及び売上高の増減を可能な限り想定して現実的な案を選定



※繰越欠損金を計画的に縮減するために充当する金額を含む。

図 4-1 利益配分モデルの考え方

4.2 データ利用料モデル案の設定

利益配分のデータ利用料モデル案として、固定基本料のみの1案と、売上変動額を加えた3案、合計4案を想定し、メリット・デメリットを検討した（図4-2参照）。

売上変動額を入れた3案のうち、1つの案は売上高から固定基本料を引いた額に定率を掛けた額を変動額とし、残り2つの案は提供経費や事業者優先額をさらに引いて定率を掛けた変動額とした。なお、固定額案では固定基本料自体を事業者の提案とし、売上変動額の3案については、固定基本料はJSTが提示とし、変動定率を事業者の提案と仮定した。

図中のグラフで示すように、固定額案の場合は事業者の売上高に関係なく固定基本料分が常にJSTの収入となる。一方、変動額案の場合は事業者の売上高がある値を超えると変動額が付け加わり売上高に応じてJSTの収入が増加する。但し、3つの変動額案によってその閾値や変動額の増加率が異なる。

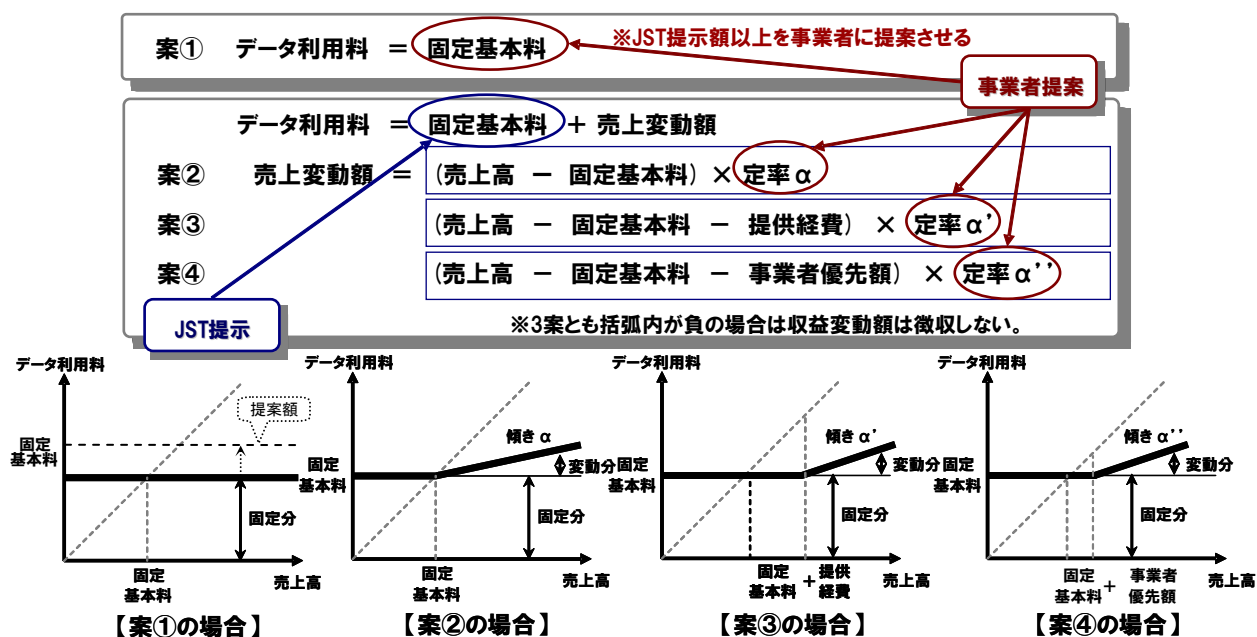


図4-2 データ利用料モデル案

4.3 データ利用料モデルの要件の検討

表 4-1 にデータ利用料モデルの要件と、その適切策を整理する。

表 4-1 データ利用料モデルの要件とその適切策

モデル要件	各要件とその適切策
経費ベースか 価値ベースか？ (額は JST 提示か 事業者提案か？)	・ JST 側の必要経費をもとにデータ利用料を設定する方法(①)と、提供データの価値(事業者側で見込める売上等)を事業者が判断し提案する方法(②)があり得る ・ ①は JST の必要経費が保障されるが、②は最低額を設定しない限りは保障されない ・ ②は JST のこれまでの蓄積(過去の抄録、顧客情報等)の価値が評価され得るが、①はされない ⇒ 必要経費を超える最低提案額を JST から提示し、それ以上の額を事業者から提案させるのが望ましい
固定か売上変動 か？	・ 公募・契約時に額を確定する方法(①)と、契約期間中に売上増減に応じて変動させる方法(②)があり得る ・ ①は金額自体なので公募の評価基準を比較的決めやすいが、②は変動率なので評価しにくい ・ ①は事業者の売上額(・経費)の詳細な取り決めや査定の手間が不要であるが、②は必要 ・ ②は契約時に想定されない売上増の利益配分が可能だが、①は不可 ⇒ 提案評価や運用の容易性を考慮すると、固定額が望ましい。但し、固定額の場合、売上増に対する利益配分が不可なため、公募時に高い額を提案する事業者を評価するのがよい
事業者経費を考慮 するか？	・ 売上から経費を引いた利益に応じて変動額を設定する場合、経費の査定が必要となる ・ 利益が出なければ払う必要がないため、事業者にとっては良い ・ 既存情報との複合サービス提供の場合経費の割り振りは難しく、事業者は支払額を減らすために経費を多く付ける可能性も否定できない ・ 経費を考慮しない場合でも事業者は利益が出るような変動定率を提案してくる可能性が高い ⇒ 運用の容易性を考慮すると、経費は考慮しない方が望ましい
利益配分に優先度 を付けるべきか？	・ 事業者に優先的に配分する額を設定する案(①)と、優先度は付けずに比率に応じて配分する案(②)があり得る ・ 配分比率の設定によっては2案に配分額の差がほとんど生じず、事業者のインセンティブはあまり働かない ・ ⇒ 運用面を考慮してよりシンプルに優先度は付けない方がよい

4.4 データ利用料モデル案の比較

4.3 のデータ利用料モデルの要件ごとの適切案の検討結果をもとに、4.2 で設定したデータ利用料案①から④のメリット・デメリットを表 4-2 に整理した。

売上変動額を加味した案②～④では、契約後の運用面などを考慮し、最もシンプルな案②が妥当と考えられる。固定額と売上変動額の比較では、公募評価や契約後の運用面を考慮し、固定額のみ案①が良いと考えられる。

以上のことから、データ利用料モデルとしては、案①の固定額のみ案がよく、公募時に JST が最低額を提示し高い額を提案する事業者を評価するのがよい。

表 4-2 利益配分モデル案のメリット・デメリット比較

モデル案	メリット	デメリット
①固定	【JST】金額提案なので公募の評価がしやすい 【JST】売上等の査定が不要	【JST】契約時に想定されない売上増の利益配分が不可(→但し、公募時に高い額を提案する事業者を評価することで利益配分を多くすることが可能)
②～④ 売上変動	【JST】契約時に想定されない売上増の利益配分が可能	【JST】定率提案なので公募の評価が難しい 【JST】売上等の査定が必要
②	【JST】提供経費の査定が不要 【JST】売上が固定額を上回れば変動額が得られる	【事業者】利益が出なくても変動額分を支払わなければならない(→但し、事業者は提案定率によってそのリスクは低減できる)
③ 経費考慮	【事業者】利益が出なければ変動額分を支払う必要がない	【JST】提供経費の査定が困難 【JST】事業者が関連性の低い経費も当該事業経費に付けてくる可能性もある
④ 優先度有り	【事業者】売上が固定額を少し上回る程度の場合に事業者側に優先的に収益が保証されている 【JST】事業者の参入意欲が若干働く	【JST】売上が上がっても事業者に優先的に配分される

5 (参考資料) JST 文献提供事業のあり方に関する有識者会議 意見書 (抜粋)

有識者会議は 2010 年 8 月から約 1 年間、5 回に渡って開催され、我が国の科学技術情報流通における理想的な官民連携のあり方や、オープンな文献情報提供事業のあり方について利用者利便性も踏まえつつ大所高所から政策的な検討が行われた。

検討の結果、これまで JST 自らが実施してきた科学技術文献情報の提供サービスを取りやめ、JST は保有しているデータを、民間事業者に対して有償にて利用許諾し、民間事業者がユーザへの提供サービスを実施する方向性が示された。またその他にデータの網羅性や継続性、適正価格による開放、利用者視点にたった新サービスの創出など、図 5-1 に示す 8 つの意見がまとめられた。

図 5-1 JST 文献情報提供事業のあり方に関する有識者会議 意見書 (ポイント)



科学技術情報流通の官民連携における収益構造検討委員会 委員名簿

委員長

山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授

委員

亀岡 保夫 大光監査法人 理事長 公認会計士

丹生谷 美穂 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士

溝口 周二 横浜国立大学 理事・副学長 経営学部会計・情報学科教授

山重 慎二 一橋大学大学院経済学研究科 准教授

(敬称略)

開催概要

公会計・財政・経済・法務・経営等の観点から、JST 文献情報提供事業の民間への移行の妥当なあり方について議論し、事業移管モデル最終案を策定することを目的に、以下の2回に渡って開催した。

第1回委員会： 2011年2月14日（月）14:00～17:00 JST 上野事務所

第2回委員会： 2011年4月6日（水） 9:30～12:00 JST 東京本部
(※震災の影響で3月から4月に延期)

第1回では主にJST文献情報提供事業の現状と事業移管モデルを考える上での要件のご理解を目的に事務局側からの説明が中心となった。その後事務局が用意した事業スキーム案の議論を行い問題意識の共有を行った。

第2回では事務局が用意した事業スキームと利益配分モデル案をもとに、案の問題点や、よりよい案の提案、まとめ方などについて議論を行った。

第2回委員会後、委員会で挙げた意見等を反映し事務局側で案を修正し、委員了解後、最終案とした。